

## 第2章

# 子育てしやすく 健康で長生き できる六戸



## 1. 子育て支援

### 現状と課題

わが国では、出生数の減少と出生率の低下に伴い、少子化が急速に進んでおり、国をあげての抜本的な対策が求められています。

本町においても、少子化は確実に進行しており、平成12年時点で1,562人であった年少人口（15歳未満）は、平成27年には1,311人にまで減少しました（国勢調査）。

本町ではこれまで、子育てに関わる保護者の負担感や孤立感を解消しながら、安心して子育てができるよう、平成26年度に策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育体制の充実や放課後児童クラブの充実、子育て支援センターにおける育児支援の充実、経済的支援の推進など、各種の子育て支援施策を推進してきました。

しかし、依然として少子化傾向が続くとともに、保育ニーズもますます多様化してきており、町全体での子育て支援が重要な課題となっています。また、子育て支援の充実、少子化の歯止めや幸せな家庭生活の実現はもとより、町の魅力やイメージを向上させ、定住・移住の促進につながるものとして、本町のまちづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれます。

このような中、本町では令和元年度に、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、第二期子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、妊娠期から子育て期まで、子どもの成長段階に合わせた切れ目のない支援を行い、若い世代が子育てに夢と希望を持ち、安心して子どもを生み、健やかに育てていくことができる環境づくりをさらに進めていく必要があります。

## 主要施策

### 1 地域における子育て支援の充実

- ①子育てに関する情報提供や育児不安の相談、子育てサークルの育成等を行う地域子育て支援拠点事業をはじめ、放課後児童クラブや休日保育、一時預かりなどの各種の子育て支援事業の充実に努めます。
- ②延長保育や預かり保育、乳幼児保育など、子育て世帯の就労形態の多様化に即した保育サービスの充実に促進します。

### 2 母子の健康確保に向けた健診・相談・指導等の充実

妊娠・出産期、新生児・乳幼児期を通じた母子の健康確保に向け、子育て世代包括支援センターを拠点として、健康診査、相談、訪問指導等の充実に図ります。

### 3 子育て家庭への経済的支援の推進

児童手当の支給、乳幼児・子ども医療費助成などにより、子育て期の経済的負担の軽減を図ります。

### 4 次代の親の育成

中学生が乳幼児とふれあう体験学習の実施など、次代の親の育成に向けた取り組みを行います。

### 5 要保護児童等への対応

- ①要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、児童虐待の予防や早期発見・早期対応に努めます。
- ②ひとり親家庭の自立支援に向け、相談・指導や経済的支援を行います。

## 数値目標

指標名	単位	令和元年度(実績)	令和7年度(目標)
地域子育て支援拠点事業の参加者数	組	3,082	3,558
子育て支援センター設置箇所数	箇所	3	4
保育所待機児童数	人	0	0
児童館設置箇所数	箇所	2	2
放課後児童クラブ実施箇所数	箇所	6	6
一時預かり事業実施箇所数	箇所	4	4
多子世帯支援事業の対象者数	人	32	35



地域における児童との交流（上町ふれあいいきいきサロン）

## 2. 保健・医療

### 現状と課題

糖尿病をはじめとする生活習慣病が増加する中、住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう支援することが求められています。

本町ではこれまで、健康ろくのへ21や特定健康診査等実施計画などに基づき、各種の健康診査や健康教育・相談など、すべての町民が健康で長生きできる環境づくりに向けた取り組みを進めてきました。また、食育推進計画に基づき、町民の健全な食習慣の形成に向けた取り組みも進めてきました。

しかし、本町においても、生活習慣病が大幅に増加してきているほか、働き盛りの男性の自殺もみられ、生活習慣病対策はもとより、心の健康づくり対策の強化が求められています。

また、乳幼児のむし歯患率は徐々に減少していますが、全国や県の水準には達しておらず、取り組みの継続が求められているほか、元気な子どもを生み育てられるよう、妊産婦・同居者の喫煙問題や育児不安に対応できる施策も求められています。

このような中、本町では、平成29年度にいのち支える六戸町自殺対策行動計画を、平成30年度には第3期特定健康診査等実施計画を策定したほか、令和2年度には食育推進計画の内容を盛り込んだ上で、健康ろくのへ21（第2次）の中間評価を実施し、改訂版を策定しました。

今後も、これらの計画に基づき、乳幼児期からの食生活を含めた生活習慣の改善を柱に、生涯の各期にわたる保健サービスの一層の充実に努めるとともに、楽しく健康づくりを行うための環境整備を進めていく必要があります。

一方、本町の医療機関としては、町立の国民健康保険診療所をはじめ、民間の一般診療所が1箇所、歯科診療所が3箇所、眼科診療所が1箇所あります。

国民健康保険診療所は、地域医療を担う上で不可欠な医療機関として、大きな役割を果たしています。近年、診療所周辺人口の減少等の要因により、外来患者数は減少しており、診療所の経営は厳しい状況が続いています。

今後、町内の高齢者人口が増える中、診療所が地域住民にとって重要な医療施設として存続していくためには、他の医療機関との連携を強化する必要があります。

高齢化の急速な進行とともに医療ニーズはますます高度化・専門化することが予想されます。町内外の医療機関との連携や広域的連携を強化し、急性期患者<sup>※2</sup>が専門的な医療を必要とする場合は、二次医療圏<sup>※3</sup>等の高度医療病院等との緊密なネットワークにより、患者に寄り添った診療を提供するほか、容体が安定している患者については、近隣の医療機関と連携し、患者受入を行うなど受診しやすい環境づくりを目指す必要があります。

これからは、現在の診療体制を保ちながら計画的な施設の維持や医療機器の更新に努めるとともに、地域の実情に沿った機能の充実を図り、身近でより適切な医療を受けることができるよう地域医療体制の充実を図る必要があります。

## 主要施策

### 1 保健事業推進体制の充実

- ①町民一人ひとりが楽しく健康づくりを行えるよう、健康ポイント制度の充実に努めます。
- ②実情に即した保健事業を総合的・計画的に推進するため、健康ろくのへ21（第2次）や第3期特定健康診査等実施計画などの指針の見直しを適宜行います。

### 2 各種健診・保健指導の充実

- ①健診受診勧奨の方法を工夫し体制整備を行いながら、特定健康診査や各種がん検診の受診率の向上に努めます。
- ②重症化予防のため、各種精密検査を受診するよう呼びかけます。
- ③生活習慣の改善に結びつくよう、対象者に合わせた保健指導を行うとともに、指導を受けやすい体制整備に努めます。

※2 病気を発症し、急激に健康が失われ不健康となった状態にある患者。医療においては、14日間以内が急性期の目安とされている。

※3 病院等の病床の整備を図るべき地域的単位となる区域のことで、一般的な入院医療が医療提供の中心となる。複数の市区町村を単位とした、概ね人口20万人前後の区域。

### 3 自殺対策の推進

- ①心の健康や自殺に関する町民の理解を深めるため、啓発活動や教育活動の推進、研修会や講演会の開催に努めます。
- ②心の健康に課題を抱える人を包括的に支えるため、ゲートキーパー<sup>\*4</sup>などの人材の育成や、これと連動した相談体制の充実を図ります。

### 4 感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症をはじめ、インフルエンザやO-157などの感染症について、国・県等関係機関と連携し、正しい知識の普及・啓発や各種予防対策を推進します。

### 5 口の健康づくりの推進

- ①生涯にわたる口の健康づくりの推進のため、子どものむし歯予防を中心に、家族で歯の健康について学ぶための知識の普及を行います。
- ②定期歯科検診の受診勧奨、むし歯及び歯周病の治療勧奨に努めます。

### 6 妊産婦の禁煙の促進

- ①妊産婦の禁煙はもとより、妊産婦・乳幼児の受動喫煙の防止に向け、喫煙の害に関する知識の普及・啓発を推進します。
- ②受動喫煙対策に向け、公共機関をはじめとする空気クリーン施設登録を推進します。

### 7 楽しく健やかに子育てできる環境づくり

- ①子育てに関する相談窓口や乳幼児健診・5歳児健診の体制充実に努めます。
- ②小さい頃から命の大切さや性、子育てについて学習する機会を提供するなど、楽しく健やかに子育てできる環境づくりを進めます。

<sup>\*4</sup> 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

## 8 食育の推進

町民の健全な食習慣の形成に向け、保健・福祉・教育・産業部門などの関連部門、関係機関・団体の相互の連携を一層強化し、食育を積極的に推進します。

## 9 国民健康保険診療所の機能の充実

- ①地域住民に信頼される医療機関として、経営の効率化・健全化に取り組みます。
- ②医療機器の更新や施設の整備を計画的に進め、診療所施設の有効活用に努めます。
- ③近隣医療機関との連携を強化しながら、地域のかかりつけ医として外来診療の充実を図り、町民が気軽に受診できる医療機関を目指します。

### 数値目標

指標名	単位	令和元年度(実績)	令和7年度(目標)
健康ポイント登録者数	人	161	200
特定健康診査受診率	%	40.4	60.0
がん検診受診率	%	13.6	25.0
がん検診精密検査受診率	%	73.1	90.0
特定保健指導利用率	%	42.4	60.0
死亡要因に占める自殺の割合(人口10万対)	人	38	0
むし歯罹患率(3歳児)	%	17.1	14.5
妊産婦の喫煙率	%	1.3	0.0
空気クリーン施設登録数	施設	41	50
乳幼児健診受診率	%	97.5	99.0
外来1日平均患者数	人	59.1	60.0

注) 町民の満足度は、町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合。

## 3. 高齢者支援

### 現状と課題

わが国では、高齢化が急速に進む中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステム<sup>※5</sup>の充実に向けた取り組みを進めています。

令和2年4月1日現在、本町の65歳以上の高齢者は3,610人、高齢化率は32.8%となっており、近年は微増傾向となっています。また、要支援・要介護認定者は524人で、うち、65歳以上の1号被保険者は507人を占め、高齢者の7人に1人は介護認定を受けていることになります。

本町ではこれまで、7期にわたる高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、地域包括支援センターを中心として、介護保険給付サービスの提供や地域支援事業の推進、生活支援のための福祉サービスの提供、高齢者の社会参加や生きがいをづくりに向けた取り組みなど、各種の高齢者支援施策を推進してきました。

しかし、今後、本町の高齢化は加速していくことが予想されており、これに伴い、要支援・要介護高齢者や独居高齢者、高齢者のみの世帯の増加が見込まれ、介護予防や重度化防止の取り組み、認知症高齢者が安心して住める地域づくり、社会参加や生きがいをづくりの支援など、高齢者支援の充実は引き続きまちづくりの重要課題となっています。

このような中、本町では令和2年度に、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、また見直しを行いながら、すべての高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、介護・福祉サービスの充実を図るとともに、身近な地域で支え合い助け合う地域づくりを進めていく必要があります。

<sup>※5</sup> 予防・介護・医療・生活支援・住まいなどのサービスが一体的に提供される仕組み。



## 主要施策

### 1 高齢者支援に関する指針の見直し

実情に即した高齢者支援施策を総合的・計画的に推進するため、第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の見直しを行います。

### 2 各種福祉サービスの提供

独居高齢者や高齢者のみの世帯を総合的に支援するため、日常生活上の援助を行う介護予防・生活支援サービス事業や緊急通報体制の整備等のサービスの提供を図ります。

### 3 高齢者の社会参加・生きがい対策の推進

高齢者が積極的に社会参加し、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、シニアクラブ活動の支援をはじめ、生涯学習活動の促進、シルバー人材センターの充実支援等に努めます。

### 4 介護保険給付サービスの充実

要支援認定者の重度化防止及び要介護認定者の居宅での生活支援等に向け、訪問介護をはじめとする各種の居宅サービス、介護予防サービス、施設サービス、地域密着型サービス等の提供体制の充実を促進するとともに、これらのサービスに対する保険給付を行います。

### 5 地域支援事業の推進

- ①訪問型・通所型サービスなどの介護予防・生活支援サービス事業と、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防を推進する一般介護予防事業からなる介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。
- ②地域包括支援センターの体制強化のもと、従来からの介護予防ケアマネジメントや総合的な相談支援、権利擁護等に加え、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備を行う包括的支援事業を実施します。
- ③介護給付費の適正化や家族介護の支援のための取り組みを行う任意事業を実施します。

## 数値目標

指標名	単位	令和元年度(実績)	令和7年度(目標)
要支援・要介護認定を受けていない高齢者の割合	%	85.8	82.4
高齢者人口に対する要介護認定者の割合	%	13.3	16.0
シニアクラブへ加入している高齢者数	人	223	240
シルバー人材センター会員登録数	人	103	110
湯遊クラブ参加者数(延べ)	人	5,271	5,400
元気はつらつ教室参加者数(延べ)	人	579	600
おでかけ教室参加者数(延べ)	人	926	950
元気アップ教室参加者数(延べ)	人	771	800
高齢者生きがいと健康づくり推進事業参加者数(延べ)	人	1,554	1,600
いきいき百歳教室実施地区数(住民主体)	地区	5	10
もの忘れ検診受診者数	人	80	90
高齢者福祉・介護サービス等の状況に関する町民の満足度	%	29.9	32.0

注) 町民の満足度は、町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合。



生涯スポーツ活動(グランドゴルフ)

## 4. 障がい者支援

### 現状と課題

障がいのあるなしにかかわらず、だれもお互いの個性を尊重し、支え合ってともに生きる共生社会の実現が求められています。

令和2年4月1日現在、本町における障害者手帳所持者は629人で、このうち身体障がい者が415人、知的障がい者が110人、精神障がい者が104人となっています。

本町ではこれまで、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、障害者基本法や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、3次にわたる障害者計画と、5期にわたる障害福祉計画を策定し、障がい者の自立と社会参加に向けた各種の施策・事業を推進してきました。

しかし、近年、障がい者の増加、特に精神障がい者（発達障がい者を含む）の増加が進んでいるほか、障がいの重度化・重複化の傾向もみられます。また、障がい者自身や介護者の高齢化が進み、将来の生活に不安を抱いている家庭も少なくないほか、就労についても非常に厳しい状況にあり、障がい者支援の一層の充実が求められる状況にあります。

このような中、本町では令和2年度に、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、第6期障害福祉計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、また見直しを行いながら、共生社会の実現に向けた障がい者支援施策を積極的に推進し、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めていく必要があります。

### 主要施策

#### 1 障がい者支援に関する指針の見直し

実情に即した障がい者支援施策を総合的・計画的に推進するため、第3次障害者計画及び第6期障害福祉計画の見直しを行います。

## 2 保健・医療の充実

関係機関と連携し、障がいの発生予防、早期発見、早期治療、リハビリテーション体制の充実を進めます。

## 3 生活支援の充実

- ①居宅介護（ホームヘルプ）等の居宅での生活を支援する訪問系サービス、生活介護等の日中の活動を支援する日中活動系サービス、共同生活援助（グループホーム）等の地域生活への移行を支援する居住系サービスなど、各種サービスの提供体制の充実を促進するとともに、これらのサービスの利用に対する自立支援給付を行います。
- ②県等関係機関と連携し、相談支援事業の推進や手話通訳者等の派遣、移動の支援、地域活動支援センターの利用など、地域生活支援事業を推進します。
- ③補装具の交付・修理や日常生活用具の給付など福祉機器の利用に関する支援を行うほか、各種手当の支給や医療費の助成など、経済的支援を行います。

## 4 教育・育成の充実

関係機関と連携し、早期療育体制の充実や就学指導・相談体制の充実、個々の状況に応じた特別支援教育の充実等に努めます。

## 5 雇用・就労の促進

就労移行支援等の就労に関する訓練サービスの提供体制の充実をはじめ、障害者就業・生活支援センターの活用、相談・情報提供の推進、事業所への啓発の推進など、障がい者の雇用・就労支援に努めます。

## 6 啓発・広報の充実

障がい者への差別や偏見をなくし、ノーマライゼーション<sup>※6</sup>の理念に基づく共生社会づくりを一層進めるため、広報・啓発活動や交流事業等を推進します。

※6 だれもが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方。

## 数値目標

指標名	単位	令和元年度(実績)	令和7年度(目標)
介護給付費等の支給決定件数	件	2,037	2,362
児童通所給付費等の支給決定件数	件	308	555
グループホーム利用者数	人	19	29
地域活動支援センター利用者数	人	29	31
補装具給付件数	件	34	40
日常生活用具給付件数	件	226	264
障害者就業・生活支援センター登録者数	人	29	39



いざい百歳教室

## 5. 地域福祉

### 現状と課題

家族形態の変化や価値観の多様化等に伴い、全国的に地域における人と人とのつながりや支え合い助け合う機能が弱まってきています。このような中、複雑・多様化する生活課題に対応していくためには、公的な取り組みだけでなく、住民や住民団体等の多様な主体が、自分のこととして参画し、地域全体で支え合い助け合う地域福祉の仕組みをつくり上げていくことが必要です。

本町では、社会福祉協議会が、各種介護・福祉サービスの提供のほか、福祉意識の啓発や福祉ボランティアの発掘・育成、地域における福祉体制づくりなどを行い、地域福祉活動の中核的役割を担っているほか、地域包括支援センターや民生委員・児童委員、福祉ボランティア団体等が地域に密着した活動を行っています。

しかし、近年、社会問題となっている高齢者等の孤立や孤独死への対応が求められているほか、今後、少子高齢化や核家族化の一層の進行に伴い地域における生活課題はますます複雑・多様化していくことが予想され、地域福祉体制の充実が強く求められる状況にあります。

このような中、本町では令和元年度に、実情に即した地域福祉を総合的・計画的に進めるため、第1期地域福祉計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、より多くの主体の支え合いの輪を広げ、町民一人ひとりが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる環境づくりを進めていく必要があります。

また、高齢化が進む中、すべての人々が安全に安心して暮らすことができるよう、バリアフリーやユニバーサル・デザイン<sup>\*7</sup>の取り組みが求められています。

今後は、本町においても、利用者・事業者・行政が協働し、だれもが使いやすく、多くの人が公平に利用できる施設の整備など、ユニバーサル・デザイン化に取り組んでいくことが必要です。

<sup>\*7</sup> はじめからすべての人が使いやすいように施設や建物、空間などをデザインすること。

## 主要施策

### 1 地域福祉に関する指針の見直し

実情に即した地域福祉を総合的・計画的に進めるため、地域福祉計画の見直しを行います。

### 2 地域で支え合う仕組みづくり

- ① 町民の福祉意識の高揚及び福祉活動への参画促進、福祉ボランティアの発掘・育成に向け、社会福祉協議会等と連携し、広報・啓発活動や福祉教育を推進します。
- ② 社会福祉協議会の運営を支援し、各種活動の一層の活発化を促進するとともに、民生委員・児童委員協議会、福祉ボランティア団体等の育成・支援に努めます。
- ③ 高齢者や障がい者等が孤立せず、安心して暮らせるよう、地域住民同士のあいさつや声かけを促すほか、民生委員・児童委員や見守りサポーターなどによる訪問・見守り活動を促進するなど、地域で支え合い助け合う仕組みづくりを進めます。

### 3 相談・情報提供体制の充実

町民が悩みごとや困りごとを気軽に相談することができるよう、また、自分に合った福祉サービスを安心して利用することができるよう、相談・情報提供体制の充実を図るとともに、利用者の権利擁護に関する施策を推進します。

### 4 居場所・交流の場づくり

高齢者等の通いの場・居場所づくり、交流の場づくりに向け、いきいきサロン等の地域におけるサロン活動の充実を促進します。

### 5 ユニバーサル・デザインのまちづくり

高齢者や障がい者、子どもも含め、すべての町民が安全に安心して暮らせる環境づくりに向け、利用者や事業者と協働し、可能なものからユニバーサル・デザイン化を進めます。

## 数値目標

指標名	単位	令和元年度(実績)	令和7年度(目標)
福祉関係NPO法人数	団体	1	1
心配事相談件数	件	16	20
福祉ボランティアの状況に関する町民の満足度	%	23.4	25.0

注) 町民の満足度は、町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合。



社会福祉大会・社教まつり



## 6. 国民健康保険・国民年金等

### 現状と課題

国民健康保険制度は、病気やけがなどに対して保険給付を行う医療保険の柱として、人々の生活に大きな役割を果たしています。

しかし、高齢化の進行や医療技術の高度化等を背景に、医療費は年々増加し、財政状況は極めて厳しい状況にあります。平成30年度から財政運営が広域化（都道府県単位化）されましたが、今後とも、医療費の抑制や収入の確保など、制度の健全運営に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、国民年金制度は、老後の所得を保障するものであり、国民にとって必要不可欠な制度ですが、若年層を中心に、制度に対する正しい理解が十分に得られていない状況もみられるため、制度の周知徹底を一層進めていく必要があります。

生活保護制度は、生活困窮者に対し、最低限の生活を保障し、その自立を促す制度です。また、平成27年度から、生活保護に至る前の自立支援策として、生活困窮者自立支援制度が始まっています。

本町の被生活保護世帯数は、近年、増加傾向で推移しており、令和元年度現在、133世帯となっています。

これら低所得者に対し、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、ハローワーク、県の生活困窮者自立相談窓口等と連携しながら、相談や各種制度の利用に関する助言・指導等を行っています。今後とも、低所得者の自立に向け、これらの取り組みを継続して実施していく必要があります。

## 主要施策

### 1 国民健康保険制度の健全運営

- ① 特定健康診査・特定保健指導をはじめとする生活習慣病対策の強化のほか、医療費通知やレセプト<sup>※8</sup>点検などの適正受診対策の推進、ジェネリック医薬品<sup>※9</sup>の利用促進策の推進等により、医療費の抑制に努めます。
- ② 国民健康保険税の適正な賦課、徴収体制の充実、滞納者対策の推進などにより、収入の確保に努めます。

### 2 国民年金制度の周知徹底

国民年金制度についての十分な理解が得られるよう、広報・啓発活動を推進し、周知徹底を図ります。

### 3 低所得者福祉の推進

低所得者の生活の安定と自立を支援するため、関係機関と連携し、適切な相談に努めるとともに、融資制度の周知と活用促進、生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の適正運用の促進に努めます。

## 数値目標

指標名	単位	令和元年度(実績)	令和7年度(目標)
国民健康保険被保険者の1人あたりの年間医療費	円	259,571 (H30)	259,000
国民健康保険税収納率(現年分)	%	94.6	95.0
被生活保護世帯数	世帯	133	110
生活保護率(生活保護受給人員数/全人口数)	% (パーミル)	11.1	10.8
生活保護受給世帯から自立した世帯数	世帯	4.0	5.0

※8 診療報酬明細書。

※9 新薬の特許期間終了後に発売される医薬品。同等の成分・効き目で比較的安価である。